

滋病防第52号
令和6年(2024年)7月23日

各関係機関の長様
病害虫防除推進員様

滋賀県病害虫防除所長

防除情報第3号の送付について

このことについて、下記のとおり発表したので送付します。

令和6年度防除情報第3号

令和6年(2024年)7月23日
滋賀県病害虫防除所

トビイロウンカ等の海外飛来性害虫による被害の発生に注意

対象作物：水稲（主に中生・晩生品種）

病害虫名：海外飛来性害虫（トビイロウンカ、セジロウンカ、コブノメイガ）

トビイロウンカをはじめとした海外飛来性害虫3種による被害の発生が懸念される。向こう1か月の気象予報（大阪管区气象台7月18日発表）では、気温は高いと見込まれており、海外飛来性害虫の増殖に好適な条件が続くと予想される。いずれも、極早生品種および早生品種では、今後の防除の必要性は低いと考えられるが、ほ場をよく観察し、発生に注意する。収穫期が近いほ場で薬剤散布をする場合、ラベルをよく確認し、収穫前日数を遵守して防除する。

トビイロウンカ

本県では、7月10日頃までに予察灯への飛来が認められた場合、多発する危険性が高い。7月10日までに予察灯への飛来は確認されておらず、また、本田での発生も確認されていない。本虫はセジロウンカと同時に飛来している可能性が高い。後述するように、セジロウンカは広域に飛来していることから、今後、ほ場での発生に十分注意する。

近隣府県では、兵庫県と愛知県で平年より早期に予察灯への飛来が認められている。九州地方では、予察灯への多数の飛来とともに、本田での発生も確認されている。

防除の目安は、「8月中旬以降の払い落とし調査において、1株あたり1頭以上捕獲される場合」である。トビイロウンカは株元に特に多いので、株元を注意して観察する。

セジロウンカ

7月8日に県内36地点の水田で実施したすくい取り調査において、セジロウンカの平均生息数は2.6頭（平年1.0頭）、発生地点率は61.1%（平年28.2%）と、いずれも平年よりも多い。また、一部のほ場では幼虫の発生が確認されている。

防除の目安は、「7月下旬の見取り調査で株当たり10頭以上、もしくはすくい取り調査で10回当たり50頭以上が捕獲される場合」である。

コブノメイガ

本田での発生は7月15日であり、平年（7月27日）よりも発生が早い。また、7月16～18日に県内36地点の水田で実施した調査において、コブノメイガの発生地点率は22.2%であり、広域で発生が確認されている。

防除の目安は「8月上旬の被害株率が20%以上、もしくは8月中旬に上位2葉の被害株率が20%以上」である。



写真1 トビイロウンカ

(左) 成虫、(中) 2020年に発生した被害（坪枯れ症状）、
(右) 株元に寄生する多数のトビイロウンカ



写真2 セジロウンカ成虫



写真3 コブノメイガ被害多発ほ場

トビイロウンカの生態や防除法については、病害虫防除所ホームページに掲載されている資料も参照ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/yosatsu/yosatsuzyouhou/315695/>



お問い合わせ先：滋賀県病害虫防除所
TEL:0748-46-4926 FAX:0748-46-5559
Email:gc70@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。